

# 社会教育施設等の再編基本方針

## 各論

(平成 27 (2015) 年 4 月)



### 目次

1	各論の目標	1
2	各論の考え方	1
3	再編の進め方	2
4	個別施設の方向性	3
	個別施設の方向性(別表)	4

## 1 各論の目標

総論の考え方に基づき、社会教育施設等（以下「社会教育施設」という。）の今後の方向性（「存続」・「廃止（集約化含む）」）を決定します。

### （参考）総論の考え方

#### （1）再編の目的

- ① 限られた人的・財政的資源で、施設の機能を維持します。

#### （2）方針の理念

- ① 施設の設置目的を不変のものと捉えません。
- ② 施設は、社会資源として有効活用します。
- ③ 機能の集約化と複合化により効率的な運営を図ります。
- ④ 利用実態、整備後の運営体制等を踏まえて、方向性・規模を決定します。

#### （3）再編にあたって考慮する点

- ① 市民主体のまちづくりを進めるための場として機能すること
- ② 地域ごとにすべて同じ機能の施設整備は困難なことから、これまでの地域の概念にとらわれず、できる限り大きな区域（沿岸部等）で検討すること
- ③ 総合市民会館・総合体育館・図書館を社会教育施設の「拠点施設」として位置づけ、他の施設と有機的に連携させること
- ④ 施設の老朽度・耐震性を考慮し、問題がない場合は、当面は有効活用し、それ以外は、施設の必要性を検討する手順で考えること
- ⑤ 施設の利用状況、設置目的や利用目的の適切性を分析すること
- ⑥ 住民の自主的な地域活動の場として、地域の人口動態、集会所や防災施設等の設置状況などを分析すること

## 2 各論の考え方

### （1）総論の考え方に基づく施設再編の検討の方向性

- ① 既存施設の設置目的にとらわれない施設利用を進めます。  
(利用状況と設置目的や利用目的の適切性の結果から、設置目的にとらわれず、まずは利用状況により判断することにします。)
- ② 市民の主体的なまちづくりを促進する施設利用を進めます。
- ③ 人口動態を踏まえ、市全体での施設の数・規模は縮小します。
- ④ 栗谷地区・阿多田地区を除き、沿岸部の施設機能を集約します。
- ⑤ 行政機能（支所機能・公民館機能）は、段階的な集約を進めます。
- ⑥ 市民活動拠点機能・行政機能の代替施設として、民間を含めた社会教育施設以外の施設の活用を検討します。
- ⑦ 既存施設の有効利用を図るため、可能な範囲で施設・設備の保全を図り、段階的な再編を進めます。
- ⑧ 存続が決定した施設は、施設の有効利用のため、計画的な施設・設備の更新・保全に努めます。
- ⑨ 施設の活用可能期限を、建築後 60 年として再編時期を設定します。

## (2) 2 (1) を踏まえた施設の方向性の検討順序

- ① 法的又は外的要因（耐震性の問題や他の公共事業の進捗等）により施設整備の時期が拘束される施設の方向性を優先的に決定します。
- ② ①の施設は、次期\*基本計画期間での事業化を検討するため、事業計画を策定します。
- ③ その他の施設は、次期\*基本計画期間中に方向性を検討します。
- ④ \*基本計画策定前ごとに①～③を実施し、各施設の具体的な方向性を決定します。
- ⑤ ④に関わらず新たに法的又は外的要因が生じた場合は、施設の方向性・再編時期を優先的に見直します。

## (3) 方向性決定にあたって検討する項目

総論に記載がある次の項目を分析し、検討します。

- ① 各施設の管理運営状況や利用状況
- ② 各施設の課題

## (4) 方向性の種類

- ① 存続：人口動態やまちのあり方などが大きく変わった場合を除き、基本的に存続させることを決定した施設です。計画的な施設・設備の更新・保全に努め、効率的な利用を図ります。
- ② 当面存続：次期\*基本計画期間中は原則存続させますが、次々期\*基本計画策定までに、再び方向性を検討します。
- ③ 廃止：将来的に施設の廃止を決定した施設です。次期\*基本計画期間中に廃止の時期や機能移転の詳細を明らかにします。

## 3 再編の進め方

### (1) 総論における「再編の進め方」に沿って進めます。

- ① 各施設の利用状況や課題を分析した「各論」を策定し、各施設の方向性を決定します。
- ② 「存続」施設について、必要となる事業内容・規模を検討します。
- ③ 事業規模をもとに、事業の緊急度や事業費等を考慮し、事業計画を策定します。
- ④ 事業計画に基づき、事業を実施します。

### (2) その他配慮する事項

- ① 対象施設のほとんどは、総論で設定した建築後 30 年の改修時期を迎えていますが、一律に想定時期において必要な改修整備を行うことは困難です。そのため、段階的な方向性を決定するため、今後の\*基本計画期間等を区切りとして逐次事業計画を策定します。
- ② 基本方針及び事業計画は、今後策定予定の公共施設等総合管理計画に引き継ぎます。

## 4 個別施設の方向性

### (1) 各施設の方向性

総論策定後、平成 26 年度までに、1～3 の考え方に沿って検討した結果を、「各施設の方向性」として別表にまとめます。

### (2) 別表（4 ページ～）の見方

#### ① 検討対象施設

総論で対象とした 13 施設に、旧小方中学校体育館・自然の家やさか・海の家あたたを加えた 16 施設

#### ② 方向性・時期

決定した方向性の種類（2（4））を記載しています。

A：方向性を決定した施設の事業計画を、次期<sup>\*</sup>基本計画の計画期間中（平成 32 年度まで）に策定します。

●課題・検討内容の欄に具体的な検討内容を記載しています。

B：現時点では方向性を決定していない施設です。

#### ③ 管理運営状況

「公の施設の使用料のあり方」を参考に次の資料から分析した結果を記載しています。

ア) 運営方法：平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間の状況

イ) 施設の維持管理費用・減免前使用料・施設ごとの利用者負担想定額：平成 23 年度から平成 25 年度の 3 年間の平均値

#### ④ 各施設の利用状況

次の資料から分析した結果を記載しています。

ア) 各施設の部屋ごとの平均稼働率：平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間の状況

イ) 時間帯別稼働率：平成 23 年度の状況（海の家あたた・自然の家やさかは除く）

#### ⑤ 各施設の課題

各施設の現況・管理運営状況・利用状況の分析結果から課題を整理した結果を記載しています。

※ 文中「基本計画」は総合計画の基本計画をさします。

大竹市行財政システム改善推進本部  
(事務局：大竹市総務部企画財政課)  
TEL 0827-59-2125  
E-mail kikaku@city.otake.hiroshima.jp